

【別紙】

北海道が定める「飼料作物」の慣行レベル

〔平成27年3月23日付け食政第934号
北海道農政部食の安全推進監通知〕

作物名	化学肥料の慣行レベル		化学合成農薬の慣行レベル	
	作型	化学肥料の窒素成分 量(単位：kg/10a)	作型	化学合成農薬の成分 使用回数(単位：回)
飼料用 トウモロコシ	露地	13	露地	4